第3章 今後の教育振興の方向性

ここでは、社会の変化を踏まえて改正された教育基本法や同法に基づき策定された国の教育振興基本計画における教育の目的や目標を確認するとともに、高知県の教育の現状や課題の分析等を踏まえながら、今後の高知県の基本的な教育理念や教育振興の方向性をまとめます。

また、計画を効果的に推進していくために、取組の基本方針を定める前に、学校等・家庭・地域の三者に加え、教育委員会を含めた四者の役割と責任を明確にします。

教育基本法 (平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号) 抜粋

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として 必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

- **第二条** 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を 培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神 を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、 他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)本文抜粋

知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化等の中で、未来に向けての教育の重要性を考えるとき、教育の発展なくして我が国の持続的な発展はなく、社会全体で「教育立国」の実現に取り組む必要がある。

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

1 基本的な教育理念 ~目指すべき人間像~

(1)郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの 育成

変化の激しいこれからの時代においては、郷土の先人達の活躍に見られるように、我が国や郷土に対する誇りや愛情を持ち、高知県だけでなく日本、あるいは世界の状況を見据えながら、自らの置かれた立場を考え、高い志を持って行動できる人間の育成が求められます。

また、個人の人格形成の基盤となる規範意識や他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、高知県の強みでもある豊かな感性を一層伸ばしていくことが必要です。

土佐の教育改革で掲げてきた「郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成」という基本理念は、まさにこのような考えを表したものであることから、引き続き継承していきます。

(2) 学ぶ目的や意義を自覚し、自ら学ぶ力をもった人間の育成

子どもたちが、これからの社会を生き抜いていくためには、基礎となる学力を しっかりと身につけながら、その力を活用して、生涯を通じてさらに自ら学び、 自己実現を図っていくことが必要です。

平成 20 年7月に県教育委員会が策定した「学ぶ力を育み 心に寄りそう 緊急プラン 〜学力向上・いじめ問題等対策計画〜」においても、教育メッセージとして自ら学ぶ力を育てることを大きく掲げています。このプランの中では、学力の低い最も直接的な原因は、自ら学ぶ自己学習(宿題を含む家庭学習等)の指導が徹底できていないことを明らかにしています。また、社会人となって様々な場面で立ちはだかる壁を乗り越えるためには、自ら学び成長する力を持つことが大切です。

このため、学ぶことの目的や意義をしっかりと持って、自ら学ぶことのできる 自立した人間を育成していくことが何よりも重要であると考えます。

2 現状の分析を踏まえた今後の方向性

(1) 将来の基礎となる力を確実に育成する教育の実現

高知県の教育を真に振興していくためには、まずは、各種調査で明らかになった基礎的な学力や体力が定着していない子どもが多いことなどの課題を克服し、子どもたちに一定の教育水準を保証しなければなりません。この基礎的な力が育成されることにより、その力を活用して、子どもたちはさらに自らの可能性を伸ばすことができます。高知県のこれまでの教育は、この認識とそれに向き合う覚悟が乏しかったと考えます。

すべての教育関係者は、現状を真正面から受け止め、その中から課題と対策を明らかにし、明確な目的と目標を持ち、教育の質を一層高めていくこと、そして、子どもたち一人一人に将来を生きぬく力を確実に育むため、組織的かつ継続的に教育成果を検証し、教育実践の改善に取り組むことが必要です。そのためには教育の場においてPDCAサイクルを確立し、実行していかなければなりません。

(2)「強み」をさらに生かし、伸ばす教育の実現

環境教育や食育など、高知県の「強み」を生かした取組が県内にはいくつか存在します。こうした取組は、県内のみならず、全国的にも先進的なものであり、今後の世界的な環境問題への対応や地産地消の流れにも沿ったものです。また、本県の教育課題を解決するために、大いに活用すべき資源です。

さらに、自然環境を生かした「自然科学」や「ものづくり」に関する教育、豊かな感性を育む「読書活動」、一人一人の可能性を引き出す「キャリア教育(※注)」などでも、本県の「強み」を生かした取組を行っていく必要があります。また、これらの「強み」を伸ばす高等教育機関や専門学校の取組も必要です。

一方、小規模校が多く、教員一人当たりの児童生徒数が全国で最も少ないということは、専門的なスタッフが揃いづらいという「弱み」ではあるものの、視点を変えればきめ細かな指導ができるという「強み」に変えていくことができます。 「弱み」を「強み」に転換する前向きな姿勢で、教育に取り組むことが必要です。

(※注) キャリア教育とは

子どもたちが将来、社会人・職業人として主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を 育てる教育のこと。

(3)教育による社会変革の実現

そもそも、社会の厳しい状況を打開し、根本的な解決を図るためには、最終的には教育の力に頼るしかないと考えます。教育の振興こそが、将来への希望であり、よりよい社会を実現するため最も重要な政策です。

県民誰もが幸せで安心して暮らしていける高知県にしていくためには、子どもたちを取り巻く教育課題のみならず、全国の中でも極めて厳しい現状にある社会や経済などの諸課題も、教育によって解決する気概を持って取り組まなければなりません。

このため、土佐の教育改革で推進した教育的な風土づくりをさらに高め、県民、教育現場、教育行政が信頼関係を築きながら教育による社会変革の実現に取り組んでいくことが必要です。

3 教育委員会・学校・家庭・地域の果たすべき責任と役割

(1) 教育委員会は、教育水準を保障する責任者です

① 教育委員会の責任と役割

子どもたちの学力や体力等の現状を踏まえて、対策を示し、その対策を実行していく責任は、教育委員会にあります。このため、教育委員会は、必要な指導・助言を学校や教職員に行わなければなりません。

また、児童生徒等と直接かかわるのは学校・家庭・地域です。教育委員会は、その現場がしっかりした教育を行えるよう、その支援を力強く行わなければなりません。特に、課題を抱えて支援を求める学校に対しては応援するとともに、教育水準の向上のため、他のモデルとなる先導的な取組を育成し、それを確実に普及・定着させることが必要です。

② 県教育委員会と市町村教育委員会の責任と役割

県教育委員会は、公立小中学校の教職員の採用・研修・登用などの全般的な人材の確保・育成や、複数の市町村にまたがる広域的な課題について特に責任を負っています。

一方、市町村教育委員会は、それぞれの市町村にある公立小中学校の教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任があります。

県教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれの責任と役割を果たしながら、 前向きな観点から意見交換を行い、協働して教育水準を向上させていかなけれ ばなりません。

(2) 学校は教育の場であり、教員は児童生徒の教育者です

① 学校の責任と役割

学校は、子どもたちが遊び、友達をつくり、友情を育む場でもありますが、 その基本は学びの場です。

教育の場としてふさわしい教育環境・学習規律のもとに、子どもたちの意欲を引き出し、その努力を評価しつつ、必要な指導や注意を行うなどしっかりと教育しながら、子どもたちが将来の夢や希望を実現できる力を育むことが必要です。

② 教員の責任と役割

教員は、児童生徒のよき理解者として寄りそいながらも、教育者としての自 覚のもと、高い意識と使命感を持って児童生徒と向き合い、その子が自ら将来 を切り拓いていくことができるよう指導・助言を行い、一人一人が持つ可能性 を最大限に引き出す責任があります。

このような基本認識をしっかりと持ち教育に取組むことで、その姿や立ち居振る舞いに対して教育者としての高い信頼が寄せられます。

教員に求められる基本的な資質

- 1 教員の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などのある人
- 2 教育の専門家として、教科指導力、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導 の力、学級づくりの力などのある人
- 3 豊かな人間性や社会性、常識と教養、対人関係能力などを備え、組織の一員と しての自覚を持った人

(3) 家庭は、教育の原点であり最終的な責任者です

教育の原点は家庭にあります。子どもの教育の最終的な責任は、家庭にあることに今一度立ち返るべきです。親が保護者としての自覚のもと、子どもに愛情を十分に注ぎながら、しっかりとしつけ、学校や社会のルールを守ることの大切さを教えることが必要です。その際、学校や地域と積極的に連携・協力するとともに、親が子どものお手本となって率先垂範していくことが大切です。

また、県民世論調査の結果で、学校に求める声が多かった基本的な生活習慣の育成は、本来家庭の役割です。

※学校は、子どもたちの教育についてしっかりと取り組んでいく責任がありますが、家庭 は子どもを育む最も大切な場所です。また、その成長を受け止めるのも家庭であること から、家庭は教育の「最終的な責任者」としています。

(4) 地域は、教育を支える基盤です

地域の将来はその地域の子どもたちが担います。子どもを安心して育てられる環境を整備し、学校や家庭をしっかりと支えることが地域の明るい未来をつくります。 地域は、子どもや保護者を優しく包み込み、「早ね 早おき 朝ごはん」運動などの教育的な風土づくりを進める基盤です。その地域の取組の総和が、教育による社会変革の実現にもつながります。